平成２２年（フ）第１３３７０号
埼玉県川越市岸町２丁目31―38、住民票上の住所東京都練馬区大泉町２丁目14―17
破産者　関　　徳仁
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５９６号
埼玉県和光市下新倉５丁目４―30―102
破産者　帯杓　敏之
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８７９号
東京都中央区新富１丁目９番９号
破産者　株式会社イメージコズモス
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１４１号
埼玉県入間市大字仏子1315―４、開始決定時の住所埼玉県狭山市入間川1467―38
破産者　藤井　孝司
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４１６号
東京都板橋区板橋２丁目16―２―403、開始決定時の住所千葉県船橋市山手２丁目14―８―104
破産者　片山満里子
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５５６６号
千葉県松戸市五香西３丁目30―12
破産者　江守　久子（旧姓寺澤）
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５５７１号
東京都葛飾区奥戸２丁目17―18―319
破産者　小島　啓之
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８３２号
東京都北区赤羽西２丁目８―19―７
破産者　福田　孝一
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９７５号
千葉県千葉市稲毛区山王町35―１―203
破産者　小田切弘衛
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７０５６号
東京都調布市深大寺北町６丁目34―37、開始決定時の住所神奈川県横浜市青葉区桜台１―79―202
破産者　荒川　慶子（旧姓清藤）
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６８７号
東京都練馬区桜台１丁目41―２
破産者　綛田　久美
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１２７号
東京都江戸川区北葛西３丁目３―20―202
破産者　桐生　岩男
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１２８号
東京都江戸川区北葛西３丁目３―20―202
破産者　桐生　幸子
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５１０号
東京都中央区八重洲１丁目５番３号
破産者　ＴＭＧ　Ｊａｐａｎ合同会社
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５４８号
東京都練馬区中村北１丁目21番11号
破産者　アクセスホーム株式会社
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５４９号
東京都練馬区大泉学園町３丁目７―25―206
破産者　長谷川　豪
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５５６号
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野５丁目10番地29
破産者　株式会社ティーエム運輸機工
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５５７号
埼玉県越谷市平方46―26
破産者　北村　昭良
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５８３号
東京都中野区弥生町２丁目17番９号
破産者　有限会社大同サッシ
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５８４号
東京都中野区弥生町２丁目17―９
破産者　小川　　操
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６０２号
東京都新宿区西新宿１丁目25番１号　新宿センタービル35階
破産者　堤サービスエンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６１１号
東京都足立区西加平１―１―１　竹下店舗１階、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区東綾瀬３丁目７番１号
破産者　株式会社和
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部